

「市町村の適切な管理下」についての考察

平成 20 年 10 月 31 日
財団法人 日本経済研究所

地方公共団体の疑問点

- 「管理」の内容や程度とその「適切性」が分かりにくいいため、窓口業務を民間事業者に委託した際の行政側の体制をどのようにしたら「適切な管理下」にあると言えるのか。体制の如何によっては、民間活用によって目指す効率化が図れないことも考えられる。
- 管理のあり方によっては、「請負契約」ではなく労働者派遣法による「労働者派遣契約」になるため、委託の関係で労働者を管理すると偽装請負を問われることにならないか。

第 2 回地方自治体との研究会(窓口業務)のおさらい

- ✓ 発注者である地方公共団体が受託事業者の労働者に対して、契約内容の履行を確認するためのやり取りは当然生ずる。労働者派遣法に抵触しないようにするためには、受託事業者の労働者の管理責任者に対して、あらかじめ具体的に指示の内容を定めておく必要がある。
- ✓ この場合でも、請負契約は契約の相手方（発注者＝地方公共団体）からの独立性がポイントであるため、日々の業務に対して発注者が受託事業者の労働者に直接指示を出すことは出来ない。
- ✓ 地方公共団体の職員による受託事業者の「管理責任者に対する指示」が発注者による指揮命令と判断されないように、契約書において具体的に定めることが重要。例えば、「不測の事態等」、「契約に関する疑義」が生じた際の地方公共団体（の職員）と受託事業者（の管理責任者）の対応方法等。
- ✓ 市町村の適切な管理下で委託業務を進めるために、契約書において、受託事業者が取り扱う業務の範囲、管理責任者、管理責任者との協議、調整、連絡事項をあらかじめ明確に示す必要がある。

労働者に対する指揮命令の所在

- ・ 派遣の場合 派遣先
- ・ 請負（委託）の場合 請負先（委託先）

論点：請負（委託）業務における「適切な管理」とは？（発注者からの独立性の確保）

ex. 契約書に受託業者の判断を可能とする「協議」や「調整」の段階やその方法等を入れる等の対応。

ex. リスクの分担方法の整理とリスクが具体化した際の対応方法を確認しておく。

請負（委託）における発注者の関与の可能性

受託業者の「管理責任者に対する指示」が契約書、仕様書等に明確化されている必要がある。（業務の仕様を詳細・明確に示すことができなければ委託契約を結ぶことができない。）

論点：受託事業者の業務の範囲、管理責任者、管理責任者との協議、調整、連絡事項以外に必要な事項は？（何がどこまで明確にされていけばいいのか？）

ex. 不測の事態等への対応方法等を官民双方で確認して契約書に明記する等、契約書の作成にあたっての事前の協議・交渉が必要。

第2回 地方公共団体との研究会 資料より

「市町村の適切な管理」（内閣府通知、総務省通知）と「市町村長の指揮監督下」（法務省通知）に共通するポイント

官署内に市町村職員が常駐している必要があります。

* 職員自らが臨機適切な対応を行うことができる体制（内閣府通知）

* 同一の室内に民間事業者の従業員の業務処理を視認できるような態様（総務省通知）

* 市町村の庁舎内において、職員が民間事業者の補助業務全般について適切に管理できる場合（法務省見解）

交付決定等の判断行為、原簿の管理等は、職員自らが行います。

* 法律に基づく市町村長の判断行為、原簿の管理等、市町村職員が自ら責任を持って実施すべき業務は確実にすること（内閣府通知）

* 交付の審査や交付・不交付の決定は、当該市町村職員が行う必要（総務省通知）

* 住民基本台帳等の台帳そのものについて、適正な内容の維持・保全を図る責任は、なお、市町村にある（総務省通知）

* 市区町村長が自ら実施すべきである判断行為、戸籍簿の管理等の事務を民間事業者に取り扱わせることは認められない（法務省通知）